

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三〇九
 - 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称を変更した旨届出があった件 三五〇
 - 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 三五〇
 - 生活保護法による指定介護機関を休止した旨届出があった件 三五〇
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 三五五
 - 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件四件 三五五
 - 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件四件 三五五
 - 道路の区域を変更する件 三五五
 - 道路の供用を開始する件 三五五
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三五五
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件 三五五
 - 一般競争入札を行う件二件 三五五
 - 一般競争入札を行う件四件 三六〇

告 示

福島県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉

用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ウエルフェアケアアプラセンター	福島市大明神四一三 カメリヤコー ポラス四一〇	株式会社ウエルフェアエー ジェンシー	福島県福島市大明神四一三 カメリヤコー ポラス四一〇	平成二五年五月一日	居宅介護 支援事業 介護予 防支援事業
陽だまりの郷ケアステーシヨン	二本松市表一丁目五四 七一一六 二〇六号室	日本福祉サービス株式会社	同 県二本松市表一丁目五四七一一六 二〇六号室	同 日	訪問介護 介護予 防訪問介護
指定訪問看護事業所「柿の里訪問看護ステーション」	伊達市梁川町桜町一一七	医療法人掛田中央内科	同 県伊達市霊山町掛田字西裏四八一	同 日	訪問看護 介護予 防訪問看護
株式会社アフロサービ	本宮市本宮字館町一三二	株式会社アフロサービス	同 県本宮市本宮字館町一三二	同 年四月一八日	介護予防 訪問入浴 介護
デイサービスセンター「野の花」	須賀川市諏訪町九	有限会社パブリック	同 県須賀川市森宿字鍛冶山八一六	同 年五月一日	通所介護 介護予 防通所介護
居宅介護支援事業所「ハートフル」	白河市豊地大谷地七六	居宅介護支援事業所「ハートフル」	同 県白河市豊地大谷地七六	同 日	居宅介護 支援事業 介護予 防支援事業

居宅介護支 援事業所心 逢	相馬市中野 字北反町八 五	一般社団 法人ひま わりの家	同 県相馬市 中村字新町一 九一	同	日	居宅介護 支援事業
指定居宅介 護支援事業 所ふくろう	南相馬市原 町区国見町 三丁目五 二四	株式会社 ふくろう	同 県南相馬 市原町区国見 町三丁目五 二四	同 年 三月一日	年	居宅介護 支援事業 介護予 防支援事 業
訪問看護ス テーション える	南相馬市原 町区栄町二 一七八	合同会社 える	同 市原町区栄町 二一七八	同 年 五月一日	年	訪問看護 介護予 防訪問看 護
ピュアア ト訪問介護事 業所	伊達郡川俣 町東福沢字 古内四五 一	株式会社 ピュア ト福島	同 県伊達郡 桑折町桑島五 四丁目九	同 日	日	訪問介護 介護予 防訪問介 護
ピュアア ト居宅介護支 援事業所	同	同	同 日	同 日	日	居宅介護 支援事業 介護予 防支援事 業
スナゲルホ ムこづえ	白河市昭和 町六〇一五	株式会社 優衣	同 県白河市 昭和町六〇 一五	同 日	日	居宅介護 支援事業 介護予 防支援事 業
泉崎南東北 訪問看護ス テーション	西白河郡泉 崎村大字泉 崎字山ヶ入 一〇一	一般財団 法人脳神 経疾患研 究所	同 県郡山市 八山田七丁目 一一五	同 日	日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

福島県告示第四百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

（社会福祉課）

事業所の名称		事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	霊山・月館ヘルパステーション	伊達市社会福祉協議会ヘルパステーション	伊達市霊山町掛田字町田一四一五	社会福祉法人伊達市社会福祉協議会
変更後	伊達・梁川・保原ケアプランセンター	伊達市社会福祉協議会ケアプランセンター	同 市箱崎字川端七	同

（社会福祉課）

福島県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
伊達・梁	伊達市梁	社会福祉	福島県伊達市保	平成二十五年三月三	訪問介護

川・保原 ヘルパー ステーション	川町字元 陣内一	法人伊達 市社会福 祉協議会	原町字宮下一 一―二	一日	介護予 防訪問介 護
霊山・月 館ケアプ ランセン ター	同 市月 館町月館 字関ノ下 一―二―一	同	同	同 日	居宅介護 支援

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を休止した旨届出があった。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	休 止 年 月 日	サービ スの 種類
小野木居 宅介護支 援事業所	会津若松 市材木町 二丁目五 ―二〇	有限会社 さざれ会	福島県会津若松 市材木町二丁目 五―二〇	平成二五年六月一 日	居宅介護 支援

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
伊達市霊山町石田字大貝三の五・三の六・三の八から三の一―まで・四の九・四の一〇・四の一四(以上九筆国有林)

- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
伊達市霊山町石田字彦平一の二七・字庚申向一の二一・一の二三・二の六から二の八まで・三の四(以上七筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市川前町川前字小滝三の六、一八の三、字竹島九二、九四、九六、字柗立二五七の四、川前町上桶売字小久田七三の二五、川前町下桶売字上高部一六一の一六九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小滝一八の三、字竹島九二、九四、九六、字柗立二五七の四、字小久田七三の二五、字上高部一六一の一六九
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める

- (4) 標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市川前町下桶売字高部一四一の八(次の図に示す部分に限る。)、川前町上桶売字石合九一の三、一一三の三

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(森林保全課)

福島県告示第四百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市川前町川前字柿木平七七の二、七七の三、七七の九から七七の一三まで、字小田代六九の一、字宇根尻六九、二二六の六、一三三、二四〇、二五九の三、字山下谷一一六の一、一三六の四、字鍛冶淵五二の一、五二の三、字茄子平四四の二(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字柿木平七七の二、七七の三、七七の九から七七の一三まで、字小田代六九の一、字宇根尻六九、二二六の六、一三三、二四〇、二五九の三、字鍛冶淵五二の

- 一 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(森林保全課)

福島県告示第四百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市川前町川前三坂川四五の乙、二〇の丁、二〇の二、字荷付場三〇の一、二(次の図に示す部分に限る。)、川前町小白井字下岐一二七の三、一二七の五、一二七の二四から一二七の二七まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字下岐一二七の三、一二七の二五、一二七の二六
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

福島県告示第四百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

(森林保全課)

二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市川前町下桶売字高部一四二の二、一四二の一六、一四二の一七、二一三の二、二一三の四、字芹ヶ作一〇七の一、一〇七の二〇、一〇七の二一、一〇八の四四、一〇九の一、一一一、一二五から一二七まで、川前町川前字枳棚三三の一、一〇一の一、一〇一の二、一〇一の六、一〇一の七〇、一〇一の七五、一〇一の八三(次の図に示す部分に限る。)、一〇一の八六から一〇一の八九まで、一〇一の九五、一〇一の一二〇、一〇一の一二四、一〇一の一二六から一〇一の一二九まで、一〇一の二四五

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芹ヶ作一〇八の四四(次の図に示す部分に限る。)、一一一、字枳棚三三の

一、一〇一の七五、一〇一の八七、一〇一の九五、一〇一の八三、一〇一の八九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市川前町川前字中ノ萱二一八の二
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の図に示す部分については、主伐は、択伐による。
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十五年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町駒ヶ嶺字 赤柴前二七番一地先か ら	変更前	変更後	一三・〇〇	一二六・〇
		同 郡同 町駒ヶ嶺字 赤柴四五番三六地先ま で	変更後	一三・〇〇 一四・〇〇	一二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十五年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤柴中島線	相馬郡新地町駒ヶ嶺字赤柴前二七番一地从先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字赤柴四五番 三六地先まで	平成二十五年七月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第二百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人プリム
- 三 代表者の氏名
星 功
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市一箕町松長一丁目十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子供の健全育成・高齢者・社会的弱者等に対して地域福祉の向上や在宅介護等の支援に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十五日
- 二 名称

特定非営利活動法人青いそら

代表者の氏名
佐藤 幸子

- 三 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯野町大久保字西戸三十二番地の二
- 四 定款に記載された目的
この法人は、生活に支援を要する、障がい者、高齢者をはじめとした地域住民に対して必要な支援を行うとともに、多様な生命が共に生きる環境保全型農業の普及を図ることで、それぞれの違いを持った人々が、共に豊かに生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人結
- 三 代表者の氏名
井上 トヨ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市渡利町字薬師町百二十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、障害者の基本的人権の確立と共生に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人ワークショップすががわ

三 代表者の氏名
川田 等
四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市長祿町七十七番地
五 定款に記載された目的
この法人は、障がいをもった人々の自己決定の権利を尊重し、全面的な社会参加を支援し障がいの重い人も、軽い人も、障がいの無い人も対等の立場で働き、対等の立場で生きていける職場形態の創出と、地域社会の実現をめざし、障がい者の自立のため安定的に支援サービスを提供することを目的とする。

(文化振興課)

公告第222号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月14日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか137箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月2日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県生活環境部県民安全総室災害対策課分室
電話024-521-7195

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月2日(金)午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成25年7月12日(金)から同年8月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年7月15日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、240円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成25年7月30日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年8月22日(木)午前10時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月21日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required: Update of the integrated information and telecommunications network system of the Fukushima Prefectural Government 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 22 August 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 21 August 2013
- (4) Contact point for the notice: Disaster Prevention Division, Public Safety Office, Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7195

(災害対策課)

公告第223号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア	除雪ドーザⅥ（13t級）	1台
イ	除雪ドーザⅦ（13t級）	1台
ウ	除雪ドーザⅧ（13t級）	2台
エ	除雪トラックⅠ（10t級）	1台
オ	除雪トラックⅡ（7t級）	1台
カ	ロータリ除雪車Ⅰ（2.2m級）	1台
キ	ロータリ除雪車Ⅱ（2.2m級）	1台
ク	ロータリ除雪車Ⅲ（2.6m級）	1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成26年3月25日（火）

(4) 納入場所

- ア 福島県須賀川土木事務所（福島県須賀川市大町33番地）
- イ 福島県県北建設事務所（福島県福島市中町7番17号）
- ウ 福島県二本松土木事務所（福島県二本松市金色424番地1）
- エ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
- オ 福島県須賀川土木事務所（福島県須賀川市大町33番地）
- カ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
- キ 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下水尻1108番地）
- ク 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加を希望する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月7日（水）午後5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年7月22日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成25年8月22日（木）午後1時50分 福島県出納局入札用度課
 - イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成25年8月22日（木）午後2時10分 福島県出

納局入札用度課

ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成25年8月22日(木)午後2時30分 福島県出

納局入札用度課

エ 1の(1)のエに掲げる物品等 平成25年8月22日(木)午後2時50分 福島県出

納局入札用度課

オ 1の(1)のオに掲げる物品等 平成25年8月22日(木)午後3時10分 福島県出

納局入札用度課

カ 1の(1)のカに掲げる物品等 平成25年8月22日(木)午後3時30分 福島県出

納局入札用度課

キ 1の(1)のキに掲げる物品等 平成25年8月22日(木)午後3時50分 福島県出

納局入札用度課

ク 1の(1)のクに掲げる物品等 平成25年8月22日(木)午後4時10分 福島県出

納局入札用度課

(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月21日(水)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- | | |
|--|---|
| ① Tractor with Snow PlowⅥ (Wheel Type 13t class) | 1 |
| ② Tractor with Snow PlowⅦ (Wheel Type 13t class) | 1 |
| ③ Tractor with Snow PlowⅧ (Wheel Type 13t class) | 2 |
| ④ Snow Removing TruckⅠ (10t class) | 1 |
| ⑤ Snow Removing TruckⅡ (7t class) | 1 |
| ⑥ Rotary Snow PlowⅠ (2.2m class) | 1 |
| ⑦ Rotary Snow PlowⅡ (2.2m class) | 1 |
| ⑧ Rotary Snow PlowⅢ (2.6m class) | 1 |

(2) Time-limit of tender (by hand) :

- | |
|-----------------------------|
| ① 1:50 p.m., 22 August 2013 |
| ② 2:10 p.m., 22 August 2013 |
| ③ 2:30 p.m., 22 August 2013 |
| ④ 2:50 p.m., 22 August 2013 |
| ⑤ 3:10 p.m., 22 August 2013 |
| ⑥ 3:30 p.m., 22 August 2013 |
| ⑦ 3:50 p.m., 22 August 2013 |
| ⑧ 4:10 p.m., 22 August 2013 |

-
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 21 August 2013
(4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月8日（木）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-0111 福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地
福島県立福島商業高等学校事務室
電話024-553-3451

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月27日（火）午後1時30分 福島県立福島商業高等学校商品実験室（福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月26日（月）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):1:30 p.m., 27 August 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 26 August 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Fukushima Commercial High School, 1 Tatsunoo, Mariko, Fukushima-shi, Fukushima 960-0111 Japan TEL024-553-3451
(財務課施設財産室)

公告第10号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立保原高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立保原高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月9日（金）午後4時まで次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-0604 福島県伊達市保原町字元木23番地
福島県立保原高等学校事務室
電話024-575-3207

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月30日(金)午前10時 福島県立保原高等学校会議室(福島県伊達市保原町字元木23番地)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月29日(木)午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system lset(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 30 August 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 29 August 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Hobara High School,23 Motoki, Hobaramachi, Date-shi, Fukushima 960-0604 Japan TEL024-575-3207
(財務課施設財産室)

公告第11号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立郡山商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立郡山商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。)
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名

停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月6日（火）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-8862 福島県郡山市菜根五丁目6番7号

福島県立郡山商業高等学校事務室

電話024-922-0724

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月28日（水）午後1時30分 福島県立郡山商業高等学校会議室（福島県郡山市菜根五丁目6番7号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月27日（火）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system lset(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):1:30 p.m., 28 August 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 27 August 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Koriyama Commercial High School, 5-6-7 Saikon, Koriyama-shi, Fukushima 963-8862 Japan TEL024-922-0724

(財務課施設財産室)

公告第12号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年7月12日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月9日（金）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号961-0822 福島県白河市瀬戸原6番地1
福島県立白河実業高等学校事務室
電話0248-24-1176

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月29日（木）午前10時 福島県立白河実業高等学校会議室（福島県白河市瀬戸原6番地1）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月28日（水）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 29 August 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 28 August 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Shirakawa Jitsugyo HighSchool, 6-1 Setohara, Shirakawa-shi, Fukushima 961-0822 Japan TEL0248-24-1176
(財務課施設財産室)